

海外転出に関する手続きについて

☆個人番号カードをお持ちの日本人の方（一部例外を除く）は、海外転出に伴う継続利用手続き（①窓口）が必要です。

☆向日市で印鑑登録をされていた方は、転出予定日に自動的に廃止になります。

下記の手続きが必要な方は、新しい番号券をエレベーター前発券機でお受け取りください。

担当課・係	場 所	手 続 き 項 目
市民課 年金係	②窓口	国民年金
障がい者支援課	⑤窓口	障がい者福祉に関する手続き
高 齢 介 護 課	⑥窓口	介護保険(65歳以上の方) 要介護認定・要支援認定
医療保険課	⑦窓口	国民健康保険 後期高齢者医療 福祉医療(子育て支援医療など)
子 育 て 支 援 課	4階⑨	児童手当 (特別)児童扶養手当 保育園の手続き
健 康 推 進 課	4階⑩	予防接種(18歳未満の予防接種は、母子手帳が必要) 健診の手続き
税 務 課	本館1階	原付バイク(125cc 以下)の登録・廃車
衛 生 環 境 課	本館1階	犬の登録に関する手続き ごみの収集
学 校 教 育 課	別館1階	小・中学校の手続き
公 営 企 業 課	別館3階	水道の開栓、閉栓 水道料金、下水道使用料

海外から帰国した場合における転入届に係る手続き

新住所地に引越しをされた日から 14日以内に、次のものをご用意のうえ新住所地の市区町村で転入の手続きをしてください。

★日本人の場合（転入者全員分必要）

①パスポート

※コピー不可。出入国記録がわかるものが必要。自動化ゲートを利用し出入国記録が残らない場合は、飛行機搭乗券の半券等の入国日が確認できるものも併せて必要です。

②戸籍謄本および戸籍の附票の両方（本籍が向日市の方除く）

③個人番号カード

★外国人の場合（転入者全員分必要）

①在留カード（在留カード後日交付の旨が記載されたパスポート含む）または特別永住者証明書

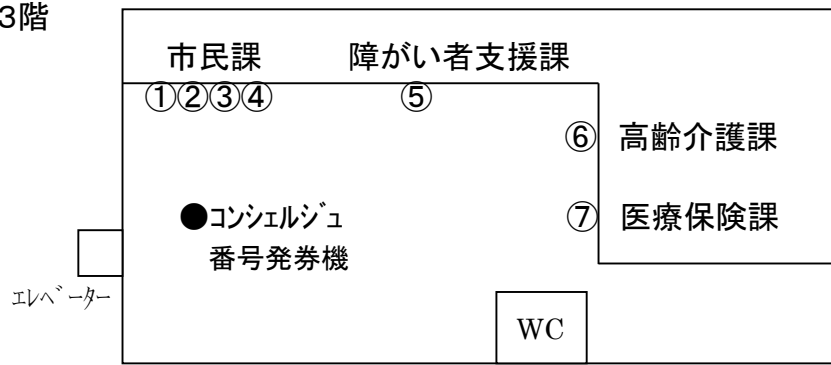
②世帯主との続柄の確認できる書類 ※詳細はお尋ねください。

★届出人が代理人の場合は、上記に加えて、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

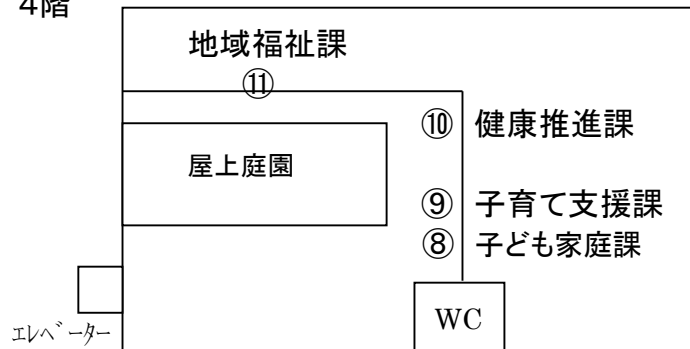
裏面案内図あり

【東向日別館内案内図】

3階



4階



【市役所位置図】

